

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策
(国内制限措置等の延長と一部変更)

2021年5月19日
在ギリシャ日本国大使館

ギリシャ政府が国内制限措置を延長・一部変更しましたので、お知らせします。今回の措置の有効期間については、5月24日午前6時までとなっています。

今回の延長にともなう主な変更点は次のとおりです。なお、5月13日に当館からお知らせをさせていただきましたが、その後、大きな変更点はありません。

●国内でのフェリー等船舶乗船、国内航空便搭乗時には、次のいずれかの証明書等の提示義務を負う:

- (1) ワクチン接種証明書
- (2) 新型コロナウイルス検査の陰性結果証明書(出発前72時間以内のPCR検査陰性結果証明書、出発前24時間以内のラピッドテスト、または出発前24時間以内のセルフテストの陰性結果証明書)
- (3) 発症後2～9か月以内の新型コロナウイルス疾患または感染証明書

■「制限措置の一覧」(当館作成資料)については、下記リンクからご確認ください。

https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20210518_kokunai.pdf

■「制限措置の詳細と外出時の申告方法など」(当館作成資料)については、下記リンクからご確認ください。

https://www.gr.emb-japan.go.jp/pdf/list_20210518_gaisyutsu.pdf

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp